

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	油分離槽回収汚泥の処分役務	美基LPS-X00111	
		承 認	令和8年6月18日
		作 成	令和 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	基地業務群施設隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊美保基地から搬入した“油分離槽回収汚泥の処分役務”（以下“本役務”）について適用する。

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

油分離槽から回収し搬入した汚泥の処分

2.2 役務履行場所

契約相手方の指定する処分場所

2.3 予定数量等

調達要領指定書による。

3 品質保証

3.1 検査

検査は資料検査方式とし、本役務終了ののち、検査官による提出書類の確認をもって行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

No.	提出書類	数量	提出時期
1	産業廃棄物処分業許可証写し	1部	契約締結後速やかに
2	産業廃棄物管理票	1部	検査終了後1ヵ月以内
3	役務写真	1部	検査終了後1ヵ月以内

4.2 秘密保全

契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出し、複製又は閲覧させてはならない。

4.3 情報保全

情報保全の観点から、以下の項目に該当する者は役務関係者として施設の立ち入りを認めないものとする。

品名又は件名	油分離槽回収汚泥の処分役務
--------	---------------

- a) 発注者との契約に違反する行為を求められた場合に,これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者
- b) 国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者

4.4 安全管理

- a) 契約相手方の過失により既設建物等に損傷を与えた場合は請負者の責任において速やかに原形に復旧する。
- b) 契約相手方は,基地内で役務を行う場合,基地への立入り及び基地内での行動は当該基地の規則に従い,指定した場所以外に許可なく立入りしてはならない。
- c) 契約相手方は,常に資材等の整理整頓を行い,事故防止に十分注意をするものとし,必要に応じて標識,表示等により,安全対策を講じるものとする。

4.5 その他必要な事項

- a) 回収汚泥は,官側が指定する運搬業者が処分場に搬入するものとする。
- b) 処分は部隊側発注書に基づき実施するものとし,搬入実施日及び処分予定数量は,監督官と協議の上,発注書によるものとするが,実処分量は契約運搬業者からの産業廃棄物管理票によるものとする。
- c) 契約運搬業者から搬入された回収汚泥は,関係諸法令に基づき適正に処分するものとし,処分終了後は速やかに産業廃棄物管理票(マニフェスト)を官側へ提出するものとする。
- d) 本役務履行中に,本仕様書について疑義が生じた場合又は明記されていないことが生じた場合は,契約担当官と協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	調 達 要 求 番 号	施設隊一役一 1 5
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 8 日
	作 成 部 隊	第 3 輸送航空隊 施設隊
	作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 7 日
品 名 又 は 件 名	油分離槽回収汚泥の処分役務	
仕 様 書 番 号	美基 L P S - X 0 0 1 1 1	

指定事項：

2.3 予定数量

予定数量等については、表 1 のとおり

表 1－予定数量等

名称	処分予定数量
厨房 (美保基地, 通信所)	11 000 L
消火訓練場 (美保基地)	25 000 L

文書管理者：第 3 輸送航空隊基地業務群施設隊長 作成年月日：2 0 2 6 . 6 . 9

保存期間：5 年 保存期間満了日：2 0 3 2 . 3 . 3 1 枚数：1 枚 配布先：